

令和2年度第3回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和2年5月19日

担当部・課：財務部市民税課〔内線3091〕

財務部資産税課〔内線3112〕

財務部納税課〔内線3132〕

① 件名
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることを鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により経済的に厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされ、現行法令に基づく納付の猶予等の納税緩和措置等が行われている。</p> <p>また、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布され、個人市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税に係る特例措置が講じられた。</p> <p>【目的】 関係法令の改正に併せて関係規定を整備することにより、市税を適正に徴収及び賦課するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 石巻市市税条例（平成17年条例第55号） 石巻市都市計画税条例（平成17年条例第56号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和2年4月30日 地方税法等の一部を改正する法律の公布（同日施行）
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市市税条例の一部改正の概要</p> <p>(1) 徴収の猶予制度の特例（令和2年2月1日から1年間で納期限が到来するものに適用） 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少（前年同期比概ね20%以上）等の事実がある場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を追加する。</p> <p>(2) 個人の市民税（令和3年1月1日施行）</p> <p>① イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に対し、その代金相当額について、寄附金控除の対象とする。</p> <p>② 住宅ローン控除の適用期間の特例（13年）が適用される入居期限（令和2年12月31日）内に入居が出来なかった者に関する特例を追加。</p> <p>(3) 軽自動車税 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。</p>

(4) 固定資産税

① 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

・令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高と課税標準

前年同期間比	課税標準
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

② 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（わがまち特例分）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。

2 石巻市都市計画税条例の一部改正の概要

中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置について、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税と同様に課税標準を2分の1又はゼロとする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による、納税者等に及ぼす影響の緩和が図られる。

【財源措置】

今回の措置による減収額については、全額国費で補填される見込み。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であり、県内市町村においても同様の改正が予定されている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年6月 市議会第2回定例会に、石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

⑨ その他